株式移転につき株券等提出公告

当社は、丸五ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十七年一月五日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月十四日

岡山県倉敷市茶屋町一六八〇番地の一

株式会社丸五

代表取締役　藤木　茂彦

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市鶴見区朝日町一丁目七番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区菅田町四八八番地　西菅田団地七街区五号棟一〇三号室

被相続人　亡　小林　常夫

右被相続人は平成二十六年六月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

東京都日野市高幡一〇〇六番地の一ヴィラ・フェレイロ二〇三号室

相続財産管理人小林真毅

代理人弁護士　小林　正憲

限定承認公告

本籍埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原八三〇番地一、最後の住所川崎市宮前区平五丁目四番一一号

被相続人　亡　門井　健次

右被相続人は平成二十六年五月三十一日死亡しその相続人は平成二十六年九月二十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

東京都清瀬市梅園三―一四―一二―七

相続財産管理人　門井　喜廣

限定承認公告

本籍東京都東久留米市南町三丁目八番、最後の住所東京都東久留米市南町三丁目八番三五号

被相続人　亡　武内　治男

右被相続人は平成二十六年三月十七日死亡し、その相続人は、平成二十六年八月十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

東京都東久留米市南町三丁目八番三五号

限定承認者　武内　進

限定承認公告

本籍石川県小松市粟津町イ五一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　李野　靖男

右被相続人は平成二十六年七月七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月三日金沢家庭裁判所小松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

石川県加賀市大聖寺弓町三二番地

限定承認者　河瀬　悦子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十一月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十月十四日

大阪市北区大淀南三丁目一二番四号

株式会社ユービー

代表取締役　上原勇一郎

信用事業譲渡公告

当組合は、平成二十六年十月十二日開催の臨時総会において、行政庁の認可を条件として、平成二十七年三月二十二日をもって信用事業の全部を大分県信用農業協同組合連合会（大分県大分市舞鶴町一丁目四番一五号）に譲渡することを決議いたしました。

つきましては、この信用事業の全部譲渡に対し異議のある債権者は、平成二十六年十一月三十日までにその旨お申し出下さいますよう、農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の本所に備え置いてあります。

平成二十六年十月十四日

大分県中津市耶馬溪町大字大島二一五―四

下郷農業協同組合

代表理事組合長　矢﨑　和廣

事業譲渡及び譲受け公告

平成二十六年十月一日開催の甲の理事会及び、平成二十六年十月十日開催の乙の臨時総会において乙は信用事業全部を譲り渡すことを決議し、甲も譲受けを了承しましたので、これに対して異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

平成二十六年十月十四日

宮崎県宮崎市港二丁目六番地

（甲）宮崎県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　溝口　吉治

宮崎県延岡市島浦町八七四番地一

（乙）島浦町漁業協同組合

代表理事組合長　岩田　末幸

正誤

ページ　段　行　誤　正

平成二十六年七月九日（号外第百五十四号）公布財務省令第五十一号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二四　下　終りから　一　「

二五　上　〃　五　名称　（電話）　法人番号　」は

〃　下　〃　三　

〃　〃　一　

「

名称	（電話）	法人番号

」の誤り。

二七ページ上段別表第十四㈠中「下記のとおり。」は「下記のとおり、」の、

「

		要・否

」は

「

備考

		要・否

」の誤り。

備考

三〇　下　二二　特定口座保管上場株式等

（印刷誤り）

一〇　下　終りから　一〇～九　個人番号

二三　〃　一　五第四条の二第四項第三号

第四条の二第四項第三号

個人番号

平成二十六年三月六日文部科学省告示第二十号（学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五ページ上段四行目から五行目の表は次のとおりの誤り。

（専）京都中央看護保健大学校看護・保健専門課程看護学科	平成二十九年三月一日
（専）京都中央看護保健大学校看護・保健専門課程看護保健学科	平成二十八年四月一日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十四日付第二二七号六　四ページ●同日付政府調達第一九二号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）